

新旧対照表 会員種別の見直しに関する会則の改正（案）

改正前（旧）	改正後（新）
<p style="text-align: center;">会費</p> <p>第5条 会費は前納とし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通会員 6,000 円/年 ・学生会員 4,000 円/年 ・団体会員・購読会員 9,000 円/年 ・賛助会員 1口 20,000 円/年 <p>会誌に広告を掲載、50,000 円以上/年とする。国外で会誌などを受け取る各会員はそれぞれ 20%増とする。名誉会員は、会費の納入を要しない。</p> <p>付則 本会則は 1991 年 4 月 2 日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p style="text-align: center;">会費</p> <p>第5条 会費は前納とし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通会員 6,000 円/年 ・学生会員 4,000 円/年 ・団体会員 9,000 円/年 ・購読会員 <u>11,000 円/年</u> ・賛助会員 1口 20,000 円/年 <p>会誌に広告を掲載、50,000 円以上/年とする。国外で会誌などを受け取る各会員はそれぞれ 20%増とする。名誉会員は、会費の納入を要しない。</p> <p><u>なお、購読会員の会費は、会誌・水産増殖の定価、2,500 円+外税/号を積算基礎とし、年4号の合計金額である。</u></p> <p>付則 本会則は 1991 年 4 月 2 日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p style="text-align: right;"><u>2020 年 4 月 30 日一部改正</u></p>